

平成24年1月16日

滝川市長 前田 康吉 様

滝川市栄町3丁目9番2号
滝川駅前再開発ビル株式会社
代表取締役 南 崎 勇

札幌市中央区大通西10丁目南大通りビル6階
弁護士法人小寺・松田法律事務所
上記代理人 弁護士 小 寺 正 史
同 弁護士 熊 谷 建 吾

駅前再開発ビル無償譲受の要請の撤回

滝川駅前再開発ビル株式会社（以下、「当社」といいます。）は、平成23年8月30日、当社保有の駅前再開発ビルについて、貴市に対して無償譲受をご検討いただくよう要請いたしました。

これに対し、先般貴市より、無償譲渡を受けるための整理事項として5つの条件の提示を受けました。その一つに、「滝川市に滝川駅前再開発ビルを無償譲渡する時点において、滝川駅前再開発ビルに入居するテナントとの契約は解除（債権債務の整理）されていること」との条件がありました。

しかしながら、各テナントとの契約を解除することは法律上困難である上、当社がこれまで各テナントの協力を得て事業継続してきた経緯からすれば、各テナントに明渡しを求めることは信義に反するものです。

したがって、貴市が現在提示される条件においては、駅前再開発ビルの無償譲受の要請については撤回せざるを得ません。なお、上記条件について再考いただけるのであれば、再度無償譲受をご提案いたします。

以上

